

## 令和4年度那賀町会計年度任用職員追加募集案内（保育士・保育教諭）

那賀町では、町内のこども園で働いていただける会計年度任用職員を募集します。

1. 任用予定人数等 1～2名

2. 従事する職種 保育士・保育教諭（フルタイム、パートタイム）

3. 試験の日時及び場所

(1) 日時 随時実施

**（※詳細は受験票により別途通知します。）**

(2) 場所 那賀町役場本庁舎会議室

右のQRコードを読み取って応募ができます。  
7.①の注意事項をよく読んでから応募してください。



URL <https://logoform.jp/form/9rMr/141744>

4. 試験方法 面接カードにより面接試験を行います。

（ただし、令和3年度において那賀町での勤務実績がある場合、人事評価の結果により面接試験を免除する場合があります。詳細は受験票等によりお知らせいたします。）

5. 受験資格

地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当しないこと及び会計年度任用職員任用基準一覧のとおり。

保育士資格を有する者又は、  
保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する者

6. 受験申込受付期間

令和4年9月5日（月） ～

**※募集定員に達し次第、受付を終了いたします。**

**※午前8時30分～午後5時までの間**

7. 受験申込手続

**①申込フォームによる場合 <推奨>**

**上記申込受付期間中、24時間申込可能**

(1) パソコン又はスマートフォンなどで、那賀町ホームページから申込フォームへアクセスしてお申し込みください。上記QRコードからもアクセスできます。入力前に、@logoform.jp及び@naka.i-tokushima.jpからのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。

登録に使用するメールアドレスはパソコンかスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。  
ただし、メールアドレスを誤って登録した場合もメールは届きません。これにより、受験できなかった時の責任は負いません。

申込フォームの入力途中、一時保存が可能ですが、プライベートモードの場合は対応しておりませんのでご注意ください。また、**急なメンテナンスや電波の状況により応募が完了しなかった場合でも当方では責任を負いかねますので、時間には余裕をもってご応募ください。**

**申込みを開始してから完了するまでに、2通のメール（送信完了通知、受験申込完了通知）が届きます。このメールが届かない場合は申込みが完了していませんので、必ずお問い合わせください。（受験票等は日程調整後、申込書に記載のメールアドレス宛送信します。）**

## ②申込用紙による場合

①受験申込書1通（写真貼付し、署名したもの）あて先を記入した返信用封筒（84円切手を貼付したもの）の2点を、那賀町役場総務課まで持参するか、郵送してください。受験票等は申込書に記載の現住所地に郵送します。

郵送の場合は、封筒の表に【試験申込】と朱書きし、必ず「書留郵便」により、那賀町役場総務課宛で、申込期日までに【必着】で郵送してください。  
書留郵便以外での郵便事故等については一切責任を負いません。

申込用紙は、那賀町役場総務課で交付または、那賀町ホームページからもダウンロードできます。

8. 給与等 別紙、会計年度任用職員任用基準一覧のとおり

## 9. 受験申込提出先及び問い合わせ先

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1  
那賀町役場 総務課 （担当：葛木 又は 山田）  
TEL 0884-62-1121

。 . : \* . ° ° . \* : . 。 . . 。 . : \* . ° ° . \* : . ° ° . \* : . 。 . . 。 . : \* . ° ° . \* : . 。 . . 。 . : \*

### ※受験申込書記入要領・注意事項

1. 黒のボールペン又は黒のインクで記入して下さい。消せるボールペンは使用しないで下さい。
2. かい書でわかりやすく書いてください。
3. \*印の欄は記入しないで下さい。
4. 記入が不十分な場合は、受付できないことがあります。
5. 申込書提出後、受験票を郵送します。申込から7日以内までに受験票が届かない場合は御連絡ください。
6. 申込後、受験を辞退される場合は、受験日前日までに御連絡ください。

次のページ、10. 勤務条件の記載があります。

## 10. 勤務条件

R4. 9. 1現在の基準

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

任用期間	令和4年10月1日または採用された日から、令和5年3月31日まで (※任用後1か月間は条件付採用)
勤務日	一般職員に準ずる(配属先や職種により異なる。)
給与等	①給料及び報酬：行政職給料表、労務職給料表において設定。 ②給料及び報酬の支給日：21日(月給は当月、日給・時給者は翌月) ③諸手当及び費用弁償：通勤にかかる費用に関する費用弁償等。期末手当は、任期が6か月以上で週当たりの勤務時間が15時間30分以上の方に支給。詳細は別紙【令和4年度会計年度任用職員任用基準一覧】を御確認ください。 原則【月給】とします。
休暇等	・年次有給休暇 任期の初日、勤務日数等により異なる。(ただし令和4年4月1日以降初めて任用される者は、任用時に年間付与日数の2分の1を付与し、任期の半分を継続勤務した場合、残日数を付与。) 再度の任用ごとに加算され、最大20日。 ・その他「那賀町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」による <b>特別休暇の主なもの</b> <b>有給の休暇</b> 忌引休暇、婚姻休暇、住居滅失・損壊等休暇、傷病休暇、小学校就学前の子の看護休暇、産前産後休暇など <b>無給の休暇</b> 生理休暇など(詳細は別紙「会計年度任用職員の休暇について」を御確認ください。)
社会保険等	・健康保険法、厚生年金保険法、地方公務員等共済組合法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入 (勤務日数や勤務時間によっては加入できない場合がある。) <b>※令和4年10月以降、健康保険のみ市町村職員共済組合に加入。</b> (フルタイム勤務(週38時間45分勤務)が継続して1年を超えた場合は、市町村職員共済組合員又は公立学校共済組合員の資格を得る。)
公務災害	・非常勤職員の公務災害保障制度又は労働者災害補償保険のいずれか(勤務する所属によって異なる。)が適用される。  (フルタイム勤務(週38時間45分勤務)が継続して1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用される。)
服 務	・地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用される。(サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事の制限) ※パートタイム会計年度任用職員については、営利企業等への従事の制限は適用除外のため、兼業可能。 ・地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となる。
その他の受験資格	・地方公務員法第16条に定める欠格条項適用されるため、以下に該当する方は受験できません。 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 那賀町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者